

法人税

役員給与の期中減額

Q：当事業年度の業績が想定以上に悪化しそうなのですが、次の定時株主総会を待たずに役員給与の額を減額改定しても差し支えありませんか。

A：原則、期中での減額は認められていませんが、H20年12月、国税庁がホームページ上で公開したQ & Aのケースに該当すれば、税務上、認められることとなります。(要件は以下の通りです。)

税務上、役員給与の損金算入には厳格な要件が課されていますが、経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由(業績悪化改定事由)によりされた定期給与の額の改定については、これを認める取扱いがなされています。この場合の業績悪化改定事由には、例えば次のような場合が該当します。

1. 株主との関係

株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合。

同族会社のように株主が少数の者で占められ、かつ、役員の一部の者が株主である場合や株主と役員が親族関係にあるような会社についても、役員給与の額を減額せざるを得ない客観的かつ特別の事情を具体的に説明できる限り、同じように取り扱われます。

2. 取引銀行との協議

取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合。

I S H I I

3 . 経営状況の改善を図るための計画の策定

業績や財務状況又は資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合。

この場合、その計画は取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保することを目的として策定されるものであるので、利害関係者から開示等の求めがあればこれに応じられるものということになります。

4 . それ以外の場合

上記以外の場合であっても、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情があるときには、それが認められますが、この場合にも、役員給与の額を減額せざるを得ない客観的な事情を具体的に説明できるようにしておく必要があります。

なお、業績や財務状況、資金繰りの悪化といった事実が生じていたとしても、利益調整のみを目的として減額改定を行う場合には、やむを得ず役員給与の額を減額したとはいえないことから、業績悪化改定事由には該当しません。また、法人の一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどを理由に役員給与を減額改定することも認められていません。

このように、期中における役員給与の減額改定には一定の要件が定められていますから、十分な注意が必要です。

平成 22 年 1 月
税理士法人石井会計

ISHII